

事 務 連 絡  
平成20年 5 月 3 0 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

中国産食品のサイクラミン酸に係る検査命令対象製造者について

標記については、「食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について」（平成20年3月31日付け事務連絡）の別添1の1の別表3によりお知らせしたところですが、今般、製造者より下記のとおり製造者名を変更する旨の報告があったことから、同別表を別紙のとおりとするので、御了知願います。

記

変更前 TIANJIN BAODELONG FOOD CO., LTD.

変更後 TIANJIN JISHENG FOOD CO., LTD.